

### 市町村合併に伴う固定資産税・都市計画税の取り扱い

#### 不均一課税の適用

市町村合併にともなう経過措置として、固定資産税については、合併後5年間（平成17年度から21年度）は、合併前の市町村の税率を適用した不均一課税となります。同様に都市計画税についても、旧町村地域に所在する資産については課税されません。

また、複数の地域に資産を所有されている人については、それぞれの地域の税率で課税されます。この場合、納税通知書は一本化して納税者に送付され、その中で課税内容の一覧を表示しています。

#### 固定資産税

合併前の鳥取市・国府町・河原町・青谷町地域  
税率 1.5/100

福部町・用瀬町・佐治町・気高町・鹿野町地域  
税率 1.4/100

#### 都市計画税

合併前の鳥取市地域  
税率 0.1/100

#### 免税点の判定

合併前の市町村に所有している全ての資産が合算されます。したがって、これまで免税点（資産の種類ごとの合計課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円）未満のため課税されなかった資産について、新たに課税される場合もあります。

納期と  
納税通知書の発送時期

第1期 5月17日～ 5月31日  
 第2期 7月 1日～ 7月31日  
 第3期 12月 1日～ 12月28日  
 第4期 2月 1日～ 2月28日  
 ※納期の末日が休日または土・日曜日の場合は、翌日が納期限となります。  
 ※平成17年度の納税通知書の発送は、5月16日（月）を予定しています。

### 4月1日から閲覧・縦覧ができます

#### 固定資産課税台帳の閲覧

##### ■閲覧できる人

- ①納税義務のある人  
納税義務のある固定資産の評価の全部を閲覧できます。
  - ②借地・借家人など  
使用または収益の対象となる部分の記載事項を閲覧できます。
  - ③固定資産を処分する権利を有する人（管理人・管財人など）  
該当する固定資産を閲覧できます。
- ※同居の家族、納税管理人、委任状のある人も閲覧できます。  
 ※本人確認のため、運転免許証などの提示をお願いします。  
 ※②③の人は賃貸借契約書などの提示をお願いします。

#### 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

周辺の資産と比較することにより、自分の資産の評価が適正かどうか確認することができます。

##### ■縦覧できる人

##### 市内の土地の納税者

土地価格等縦覧帳簿（土地の所在、地目、地積、価格などを記載）

##### 市内の家屋の納税者

家屋価格等縦覧帳簿（家屋の所在、構造、床面積、価格などを記載）

※縦覧できるのは納税者及び同居の家族、納税管理人、

委任状のある人です。免税点未満などの理由により固定資産税が課されていない人は縦覧できません。  
※本人確認のため、納税通知書・運転免許証などの提示をお願いします。

■とき 閲覧 4月1日（金）～  
 縦覧 4月1日（金）～5月31日（火）  
 いずれも午前8時30分～午後5時

■ところ 市役所駅南庁舎固定資産税課  
各総合支所市民生活課

地価下落に対応した  
評価額の修正について

固定資産（土地）の評価額は、基準年度（平成15年度）の評価額を3年間据え置くこととされていますが、昨今の地価の下落に対応し、特例として、基準年度以外でも下落している場合は、評価額の修正を行うことができるとされています。

鳥取市では、平成17年度、商業地や住宅地を中心とした大部分の土地について、都道府県地価調査価格などの指標を参考に評価額の下落修正を行いました。

修正後の評価額は、「固定資産課税台帳」や「土地価格等縦覧帳簿」のほか、納税通知書と一緒に送付する「課税明細書」に記載されていますので、確認してください。

■問い合わせ先  
 市役所駅南庁舎固定資産税課  
 ☎(0857) 20-3421